

水戸市土砂等による土地の埋立て等の事前協議に関する要項

平成 19 年 11 月 8 日

水戸市告示第 226 号

(目的)

第 1 条 この要項は、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年水戸市条例第 45 号。以下「条例」という。）に基づく許可に係る事務を適正かつ円滑に執行するため、当該許可に係る事前協議について必要な事項を定めることを目的とする。

(事前協議の手続)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の許可の申請を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、当該申請に係る事前の協議（以下「事前協議」という。）をするものとする。

2 事前協議をしようとする事業計画者は、土地の埋立て等に関する事前協議書（様式第 1 号。以下「事前協議書」という。）に次の各号に掲げる書類（条例第 10 条第 1 項の許可の申請に係る事前協議にあっては、変更をしようとする事項に係る書類に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

(1) 土地の埋立て等を行おうとする区域（以下「予定区域」という。）の位置図（縮尺 25,000 分の 1 から 10,000 分の 1 までのものに限る。）

(2) 予定区域に係る水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 16 年水戸市規則第 14 号。以下「規則」という。）第 3 条第 3 項第 3 号、第 8 号から第 11 号まで、第 16 号から第 18 号まで及び第 22 号に掲げる書類

(3) 関係法令による規制等を受ける区域に関する報告書（様式第 2 号）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、事業計画者から事前協議書の提出があったときは、水戸市土砂等による土地の埋立て等審査委員会に意見を求め、事業計画者に対し、土地の埋立て等に関する留意事項並びに条例及び規則に定める基準に適合するため必要な事項（以下「指摘事項」という。）を書面により通知する。

4 事業計画者は、指摘事項について計画の変更その他の適当な措置を講じたときは、その内容を書面により市長に報告するものとする。

5 事業計画者は、次条第 1 項に掲げる者から土地の埋立て等に関する書類の閲覧の求めがあったときは、事前協議書及び第 2 項各号に掲げる書類を閲覧させるものとする。

(説明会の開催等)

第 3 条 事業計画者は、次の各号に掲げる者を対象とした説明会の開催その他の土地の埋立て等に対する理解を得るために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 予定区域の境界から、原則として 300 メートル以内に住所又は所在地を有する者

(2) 予定区域に隣接する土地（予定区域との間に幅員 6 メートル未満の道路又は水路が介在する土地を含む。）の所有者

(3) 予定区域内の排水等を放流する水路等の管理者

2 事業計画者は、前項の措置を講じたときは、速やかに土地の埋立て等に係る地元関係者等の調整状況調書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

(事前協議の終了)

第 4 条 市長は、事前協議書及び指摘事項に対する措置の内容について審査し、適当と認めるときは、事前協議の終了を決定し、その結果を事業計画者に書面により通知するものとする。

(事前協議の失効)

第5条 事前協議書の提出があった日から起算して2年以内に、事業計画者が条例第7条第1項又は第10条第1項の許可の申請をしない場合は、事前協議書が取り下げられたものとみなす。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年3月18日告示第51号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年3月8日告示第43号)

この要項は、公布の日から施行する。